

都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案参照条文

○都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）（抄）	．．．．．	1
○都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）（抄）	．．．．．	2
○宅地建物取引業法（昭和三十七年法律第七十六号）（抄）	．．．．．	2
○国家行政組織法（昭和三十二年法律第二十号）（抄）	．．．．．	3
○都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第九十号）（抄）	．．．．．	3
○中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）（抄）	．．．．．	8
○都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）（抄）	．．．．．	9
○宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）（抄）	．．．．．	10
○国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）	．．．．．	10
○租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）（抄）	．．．．．	10

○都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）（抄）

（都市公園の占用の許可の特例）

第十九条の十八 協議会は、都市再生安全確保計画に第十九条の十三第二項第二号に掲げる事項として都市公園（都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園をいう。以下この条において同じ。）に設けられる都市再生安全確保施設で政令で定めるものの整備に関する事業に関する事項を記載しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該都市公園の公園管理者（同法第五条第一項に規定する公園管理者をいう。次項において同じ。）に協議し、その同意を得ることができる。

2 （略）

第四十五条の十三 （略）

2 （略）

3 前節（第四十五条の二第一項及び第二項を除く。）の規定は、退避経路協定について準用する。この場合において、同条第三項中「前項各号」とあるのは「第四十五条の十三第二項各号」と、「協定区域に」とあるのは「協定区域（第四十五条の十三第二項第一号の土地の区域をいう。以下同じ。）に」と、同項並びに第四十五条の十一第一項及び第二項中「都市再生歩行者経路の」とあるのは「退避経路の」と、第四十五条の四第一項第三号中「第四十五条の二第二項各号」とあるのは「第四十五条の十三第二項各号」と、第四十五条の七及び第四十五条の十中「第四十五条の二第一項」とあるのは「第四十五条の十三第一項」と読み替えるものとする。

第四十五条の十四 （略）

2 （略）

3 前節（第四十五条の二第一項及び第二項を除く。）の規定は、退避施設協定について準用する。この場合において、同条第三項中「前項各号」とあるのは「第四十五条の十四第二項各号」と、「協定区域に」とあるのは「協定区域（第四十五条の十四第二項第一号の土地の区域をいう。以下同じ。）に」と、同項並びに第四十五条の十一第一項及び第二項中「都市再生歩行者経路の」とあるのは「退避施設の」と、第四十五条の四第一項第三号中「第四十五条の二第二項各号」とあるのは「第四十五条の十四第二項各号」と、第四十五条の七及び第四十五条の十中「第四十五条の二第一項」とあるのは「第四十五条の十四第一項」と読み替えるものとする。

4 （略）

（管理協定の効力）

第四十五条の二十 第四十五条の十八（前条において準用する場合を含む。）の規定による公告のあった管理協定は、その公告のあった後にあって当該協定施設の備蓄倉庫所有者等となった者に対しても、その効力があるものとする。

○都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）（抄）

（都市公園の占用の許可）

第六条（略）

2 3（略）

4 第一項の規定による都市公園の占用の期間は、十年をこえない範囲内において政令で定める期間をこえることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。

第七条 公園管理者は、前条第一項又は第三項の許可の申請に係る工作物その他の物件又は施設が次の各号に掲げるものに該当し、都市公園の占用が公衆の利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるものであつて、政令で定める技術的基準に適合する場合に限り、前条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

- 一 電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの
- 二 水道管、下水道管、ガスパ管その他これらに類するもの
- 三 通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの
- 四 郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所
- 五 非常災害に際し災害にかかった者を收容するため設けられる仮設工作物
- 六 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物
- 七 前各号に掲げるもののほか、政令で定める工作物その他の物件又は施設

○宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）（抄）

（重要事項の説明等）

第三十五条 宅地建物取引業者は、宅地若しくは建物の売買、交換若しくは貸借の相手方若しくは代理を依頼した者又は宅地建物取引業者が行う媒介に係る売買、交換若しくは貸借の各当事者（以下「宅地建物取引業者の相手方等」という。）に対して、その者が取得し、又は借りようとしている宅地又は建物に関し、その売買、交換又は貸借の契約が成立するまでの間に、取引主任者をして、少なくとも次に掲げる事項について、これらの事項を記載した書面（第五号において図面を必要とするときは、図面）を交付して説明をさせなければならない。

一（略）

二 都市計画法、建築基準法その他の法令に基づく制限で契約内容の別（当該契約の目的物が宅地であるか又は建物であるかの別及び当該契約

が売買若しくは交換の契約であるか又は貸借の契約であるかの別をいう。以下この条において同じ。）に依じて政令で定めるものに関する事項の概要

三〇十四 (略)

二〇五 (略)

○国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）

（内部部局）

第七条 (略)

二〇四 (略)

5 庁、官房、局及び部（その所掌事務が主として政策の実施に係るものである庁として別表第二に掲げるもの（以下「実施庁」という。）並びにこれに置かれる官房及び部を除く。）には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

六〇八 (略)

○都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第九十号）（抄）

（公共下水道の排水施設に流入させる下水に混入することができる物）

第五条 法第十九条の七第五項の政令で定める物は、凝集剤であつて公共下水道管理者が公共下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められたものとする。

（法第二十条第一項の政令で定める都市再生事業の規模）

第六条 法第二十条第一項の規定による民間都市再生事業計画の認定を申請することができる都市再生事業についての同項の政令で定める規模は、一ヘクタールとする。ただし、当該都市開発事業の事業区域に隣接し、又は近接してこれと一体的に他の都市開発事業（都市再生緊急整備地域内におけるその地域整備方針に定められた都市機能の増進を主たる目的とするものに限る。）が施行され、又は施行されることが確実にであると見込まれ、かつ、これらの都市開発事業の事業区域の面積の合計が一ヘクタール以上となる場合にあつては、〇・五ヘクタールとする。

2 法第三十七条に規定する提案並びに法第四十二条及び第四十三条第一項に規定する申請に係る都市計画等の特例の対象となる都市再生事業についての法第二十条第一項の政令で定める規模は、〇・五ヘクタールとする。

(特定都市道路内に建築することができずる建築物に関する基準)

第七条 法第三十六条の第三第二項の政令で定める基準は、建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第四百四十五条第一項各号に掲げる基準とする。

(特定都市道路を整備する上で著しい支障を及ぼすおそれがない行為)

第八条 法第三十六条の四の規定により都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十三条第一項の規定を読み替えて適用する場合における都市計画法施行令(昭和四十四年政令第百五十八号)第三十七条の三の規定の適用については、同条中「法第十二条の十一」とあるのは、「都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第三十六条の二第一項」とする。

(都市再生事業を行うとする者がその都市計画の決定又は変更を提案することができる都市施設)

第九条 法第三十七条第一項第八号の政令で定める都市施設は、次に掲げるものとする。

- 一 道路、都市高速鉄道、駐車場、自動車ターミナルその他の交通施設
- 二 公園、緑地、広場その他の公共空地
- 三 水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、ごみ焼却場その他の供給施設又は処理施設
- 四 河川、運河その他の水路
- 五 学校、図書館、研究施設その他の教育文化施設
- 六 病院、保育所その他の医療施設又は社会福祉施設
- 七 防水、防砂又は防潮の施設

(都市再生事業に係る認可等に関する処理期間)

第十条 法第四十二条の政令で定める期間は、次の各号に掲げる認可、認定又は承認の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- 一 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第十一条第一項若しくは第三項、第三十八条第一項(事業計画の変更(都市再開発法施行令(昭和四十四年政令第二百三十二号)第四条第一項に規定する軽微な変更を除く。))の認可に係る部分に限る。)、第五十条の二第一項、第五十条の九第一項(同令第四条第一項又は第二項に規定する軽微な変更の認可に係る部分を除く。))又は第五十八条第一項(同令第四条第一項又は第三項に規定する軽微な変更の認可に係る部分を除く。))の規定による認可 三月
- 二 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)第三百三十六条第一項若しくは第三項、第五百五十七條第一項(事業計画の変更(同条第二項の国土交通省令で定める軽微な変更を除く。))の認可に係る部分に限る。)、第六百六十五条第一項、第七十二条第一項(同条第二項の国土交通省令で定める軽微な変更の認可に係る部分を除く。))又は第六百八十八条第一項(同条第四項の国土交通省令で定める軽微な変更の認可に係る部分を除く。))の規定による認可 三月

- 三 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十四条第一項前段若しくは第三項前段、第三十九条第一項前段（事業計画の変更（土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第四条第一項に規定する軽微な変更を除く。）の認可に係る部分に限る。）、第五十一条の二第一項前段、第五十一条の十第一項前段（同令第四条第一項又は第二項に規定する軽微な変更の認可に係る部分を除く。）、第七十一条の二第一項又は第七十一条の三第十四項（同令第四条第一項又は第三項に規定する軽微な変更の認可に係る部分を除く。）の規定による認可
三月

四 その他の認可、認定又は承認 二月

（市町村が決定又は変更をすることができる都市計画）

第十一条 法第四十六条第五項の政令で定める都市計画は、次に掲げるものに関する都市計画（都市計画法第八十七条の二第一項の指定都市（以下この条及び第十九条第一号ニにおいて「指定都市」という。）にあつては、第一号イ（二）又はハに掲げる都市施設（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第五条第一項に規定する二級河川のうち、一の指定都市の区域内のみに存するものを除く。）に関する都市計画）とする。

一 次に掲げる都市施設

イ 次に掲げる道路（自動車専用道路を除く。）

(1) 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十三条第一項の指定区間外の国道

(2) 都道府県道

ロ 公園、緑地又は広場で、面積が十ヘクタール以上のもの（国又は都道府県が設置するものに限る。）

ハ 河川法第四条第一項に規定する一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川

二 次に掲げる市街地開発事業であつて、国の機関又は都道府県が施行すると見込まれるもの

イ 施行区域の面積が三ヘクタールを超える市街地再開発事業

ロ 施行区域の面積が三ヘクタールを超える防災街区整備事業

ハ 施行区域の面積が五十ヘクタールを超える土地区画整理事業

ニ その他国土交通省令で定める市街地開発事業

（市町村が行うことができる国道又は都道府県道の新設等）

第十二条 法第四十六条第七項の政令で定める国道若しくは都道府県道の新設若しくは改築又は国道若しくは都道府県道に附属する道路の附属物の新設若しくは改築は、次に掲げるものとする。

一 沿道の駐車施設への駐車を待機する自動車により発生する渋滞を解消するための車線の増設

二 道路の附属物である自動車駐車場の新設又は改築

三 その他国道若しくは都道府県道の新設若しくは改築又は国道若しくは都道府県道に附属する道路の附属物の新設若しくは改築であつて、前二号に掲げるものに限るものとして国土交通省令で定めるもの

(市町村が行うことができる国道又は都道府県道の維持又は修繕)
第十三条 法第四十六条第八項の政令で定める国道又は都道府県道の維持又は修繕は、前条第一号に規定する車線の維持又は修繕とする。

(都市の再生に貢献し、道路の通行者又は利用者の利便の増進に資する施設等)
第十四条 法第四十六条第十項の政令で定める施設等は、次に掲げるものとする。

- 一 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの
- 二 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの
- 三 道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)第十一条の九第一項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの

(市町村が決定又は変更を要請することができる都市計画)

第十五条 法第五十四条第一項の政令で定める都市計画は、次に掲げる地域地区に関する都市計画とする。

- 一 法第三十六条第一項の都市再生特別地区
- 二 都市計画法第八条第一項第七号の風致地区で、面積が十ヘクタール以上のもの(二以上の市町村の区域にわたるものに限る。)
- 三 都市緑地法(昭和四十八年法律第七十二号)第五条の緑地保全地域(二以上の市町村の区域にわたるものに限る。)及び同法第十二条第一項の特別緑地保全地区(首都圏近郊緑地保全法(昭和四十一年法律第一百一号)第四条第二項第三号の近郊緑地特別保全地区及び近畿圏の保全区域の整備に関する法律(昭和四十二年法律第百三十三号)第六条第二項の近郊緑地特別保全地区以外のものにあつては、面積が十ヘクタール以上で、かつ、二以上の市町村の区域にわたるものに限る。)

(都市再生整備推進法人がその都市計画の決定又は変更を提案することができる都市施設)

第十六条 法第五十七条の二第一項第二号イの政令で定める都市施設は、次に掲げるもの(都市計画法施行令第九条第二項各号のいずれかに該当するものを除く。)とする。

- 一 道路
- 二 公園、緑地又は広場
- 三 下水道
- 四 河川その他の水路
- 五 防水又は防砂の施設
- 六 都市施設のうち、法第七十四条第三号ロの国土交通省令で定める施設に該当するもの

(道路管理者の権限の代行)

第十七条 法第五十八条第四項の規定により市町村が道路管理者に代わって行う権限は、道路法施行令第四条第一項第一号、第三号(道路法第十二条第一項の規定に係る部分に限る。)、第四号、第五号、第十四号、第十五号(同法第四十六条第一項第二号の規定に係る部分に限る。次項において同じ。)、第二十一号、第二十二号、第二十四号、第二十五号及び第二十九号(同法第九十五条の二第一項の規定による意見の聴取又は通知に係る部分に限る。)並びに第四条の二第一項第二号(同法第二十二條第一項の規定に係る部分に限る。)及び第三号に掲げるもののうち、市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。この場合において、当該市町村は、成立した協議の内容を公示しなければならない。

2 市町村は、法第五十八条第四項の規定により道路管理者に代わって道路法施行令第四条第一項第一号、第十四号又は第十五号に掲げる権限を行った場合には、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

3 第一項に規定する市町村の権限は、法第五十八条第三項の規定に基づき公示される国道の新設等又は国道の維持等の開始の日から国道の新設等又は国道の維持等の完了の日までに限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第二十四号及び第二十五号に掲げる権限については、国道の新設等又は国道の維持等の完了の日後においても行うことができる。

(安全かつ円滑な交通を確保するために必要な基準)

第十八条 法第六十二条第一項第三号の政令で定める基準は、第十四条第一号に掲げる施設等については、次のとおりとする。

一 自転車道、自転車歩行者道又は歩道上に設ける場合においては、道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障のない場合を除き、当該工作物を設けたときに自転車又は歩行者が通行することができる部分の一方の側の幅員が、国道にあつては道路構造令(昭和四十五年政令第三百二十号)第十条第三項本文、第十条の二第二項又は第十一条第三項に規定する幅員、都道府県道又は市町村道にあつてはこれらの規定に規定する幅員を参酌して道路法第三十条第三項の条例で定める幅員であること。

二 広告塔又は看板の表示部分を車両(道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第二条第一項第八号に規定する車両をいう。)の運転者から見えにくくするための措置が講ぜられていること。

(認定を申請することができる都市再生整備事業の規模)

第十九条 法第六十三条第一項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる都市開発事業の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

- 一 次に掲げる区域内における都市開発事業(次号及び第三号に掲げる都市開発事業を除く。)
 - イ 首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)第二条第三項に規定する既成市街地又は同条第四項に規定する近郊整備地帯
 - ロ 近畿圏整備法(昭和三十八年法律第二百二十九号)第二条第三項に規定する既成都市区域又は同条第四項に規定する近郊整備区域
 - ハ 中部圏開発整備法(昭和四十一年法律第二百二号)第二条第三項に規定する都市整備区域
- ニ 指定都市の区域

二 前号イからニまでに掲げる区域内における都市開発事業であつて、当該都市開発事業の整備事業区域に隣接し、又は近接してこれと一体的に他の都市開発事業(都市再生整備計画の区域内において、都市再生整備計画に記載された事業と一体的に施行されることによりその事業の

効果を一層高めるものに限る。)が施行され、又は施行されることが確実であると見込まれ、かつ、これらの都市開発事業の整備事業区域の面積の合計が〇・五ヘクタール以上となる場合における当該都市開発事業(次号に掲げる都市開発事業を除く。) 〇・二五ヘクタール

三 第一号イからニまでに掲げる区域内における都市開発事業であつて、中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第九条第十項に規定する認定基本計画において同条第二項第四号に掲げる事項として定められた都市開発事業 〇・二ヘクタール

四 第一号イからニまでに掲げる区域以外の区域内における都市開発事業 〇・二ヘクタール

(まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする会社の要件)

第二十条 法第七十三条第一項の政令で定める要件は、株式会社にあつては総株主(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。)の議決権に占める市町村(同項の規定による指定を行う市町村長の統括する市町村をいう。以下この条において同じ。)の有する議決権の割合が百分の三以上であること、持分会社(会社法(平成十七年法律第八十六号)第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。)にあつてはその社員のうちに市町村があることとする。

(都市再生整備推進法人の業務として取得、管理及び譲渡を行う土地)

第二十一条 法第七十四条第四号の政令で定める土地は、同条第三号に規定する事業の用に供する土地及び当該事業に係る代替地の用に供する土地とする。

附 則

(認定を申請することができる都市再生整備事業の規模の特例)

2 平成二十七年三月三十一日までの間における第十九条の規定の適用については、同条第一号中「次に」とあるのは「イからハまでに」と、同号イ中「既成市街地又は同条第四項に規定する近郊整備地帯」とあるのは「既成市街地」と、同号ロ中「既成都市区域又は同条第四項に規定する近郊整備区域」とあるのは「既成都市区域」と、同号ハ中「都市整備区域」とあるのは「都市整備区域(首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令(昭和四十一年政令第三百十八号)第一条に規定する区域であるものに限る。)」と、同条第二号から第四号までの規定中「ニまでに」とあるのは「ハまでに」とする。

〇 中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)(抄)

(基本計画の認定)

第九条 (略)

2 基本計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 (略)
- 二 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項
- 三 (略)
- 四 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業に関する事項(地方住宅供給公社の活用により中心市街地共同住宅供給事業を促進することが必要と認められる場合にあつては、地方住宅供給公社による中心市街地共同住宅供給事業の促進に関する業務の実施に関する事項)
- 五 九 (略)
- 三 九 (略)
- 10 内閣総理大臣は、第七項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該市町村に通知しなければならない。
- 11 市町村は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、都道府県及び第五項の規定により意見を聴いた中心市街地活性化協議会又は商工会若しくは商工会議所に当該認定を受けた基本計画(以下「認定基本計画」という。)の写しを送付するとともに、その内容を公表しなければならない。
- 12 (略)

○都市公園法施行令(昭和三十一年政令第二百九十号) (抄)

(占用物件)

第十二条 法第七条第七号の政令で定める工作物その他の物件又は施設は、次に掲げるものとする。

- 一 標識
- 二 防火用貯水槽で地下に設けられるもの
- 二の二 十 (略)

(占用に関する制限)

第十六条 都市公園の占用については、次に掲げるところによらなければならない。

- 一 五 (略)
- 六 警察署の派出所の建築面積は三十平方メートル以内、天体、気象又は土地観測施設の建築面積は十平方メートル以内であること。
- 七 十 (略)

○宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）（抄）

（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限）

第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法（昭和四十二年法律第一百号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。

一〜三十二（略）

三十三 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十五条の七、第四十五条の八第五項及び第四十五条の十一第四項（これらの規定を同法第七十二条の二第二項において準用する場合を含む。）

三十四・三十五（略）

2・3（略）

○国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）

（まちづくり推進課の所掌事務）

第八十六条 まちづくり推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜六（略）

七 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）に規定する都市再生歩行者経路協定及び都市再生整備歩行者経路協定に關すること（住宅局の所掌に属するものを除く。）並びに同法に規定する都市利便増進協定に關すること。

八〜十（略）

○租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）（抄）

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例）

第二十条の二（略）

2〜6（略）

7 法第三十一条の二第二項第七号に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 (略)

二 その事業の施行される土地の区域の面積が一ヘクタール（当該事業が都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第九十号）第六条第一項ただし書に規定する場合に該当するものであるときは、〇・五ヘクタール）以上であること。

三 (略)

8 〃 26 (略)

(土地の譲渡等がある場合の特別税率)

第三十八条の四 (略)

2 〃 16

17 法第六十二条の三第四項第七号に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 (略)

二 その事業の施行される土地の区域の面積が一ヘクタール（当該事業が都市再生特別措置法施行令第六条第一項ただし書に規定する場合に該当するものであるときは、〇・五ヘクタール）以上であること。

三 (略)

18 〃 44 (略)